

静岡地方最低賃金審議会

第 387 回静岡地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 1 日 (火) 午後 1 時 00 分 ~ 午後 2 時 10 分
- 2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室
- 3 出席者
【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、柳川委員
労働者代表委員 浅山委員、内山委員、坂部委員、松浦委員、丸山委員
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、藤田委員、松岡委員
【事務局】静岡労働局 笹労働局長、稲毛労働基準部長、横山賃金室長、
太田賃金指導官、寄田専門監督官、宮本監督課長補佐
- 4 議 事
(1) 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について
(2) 最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づく関係労使の意見聴取について
(3) 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について (諮問)
(4) その他
- 5 配付資料
資料番号 1 中央最低賃金審議会あて諮問文 (写)
資料番号 2 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)
資料番号 3 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配付資料
資料番号 4 静岡県の企業短期経済観測調査結果 (2023 年 6 月調査)
資料番号 5 最近の静岡県金融経済の動向 (2023 年 7 月)
資料番号 6 令和 5 年春季賃上げ要求・妥結確報 (最終報告)
資料番号 7 静岡県企業倒産集計 2023 年上半期報
資料番号 8 静岡県企業倒産集計 2023 年 6 月報
資料番号 9 静岡県内の最近の雇用情勢 (令和 5 年 6 月分)
資料番号 10 毎月勤労統計調査 (令和 5 年 5 月)
資料番号 11 静岡県内政令指定都市の消費者物価指数 令和 5 年 6 月報

- 資料番号 12 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明（静岡県弁護士会）
資料番号 13 最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使の意見提出状況
資料番号 14 令和 5 年度特定最低賃金改正等申出一覧表
資料番号 15 静岡県最低賃金専門部会委員名簿

配布物

- ・関係労使以外意見

6 議事内容

事務局（太田賃金指導官）

ただいまより、第 387 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本会議は公開となっております、本日 6 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

報道の皆様、カメラ撮りにつきましては、恐れ入りますが本日は頭撮りのみとさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は公益代表委員の本庄委員、使用者代表委員の田中委員が欠席されておりますが、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の、計 13 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、委員の 3 分の 2 以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行は会長をお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

本日は猛暑の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。御存じの方も多いかと存じますが、中央最低賃金審議会は審議を終了し、静岡県の最低賃金審議会も当初の予定通りの日程で進めることとなりました。皆様の御協力をいただきながら、今回の議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議事 1 の令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。7 月 31 日に開催された、中央最低賃金審議会において答申がありました、令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局からその内容を報告してください。

事務局（横山賃金室長）

それでは、中央最低賃金審議会から示されました、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について、お伝えいたします。少し長くなりますが御容赦ください。

お手元の資料、資料番号 2「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。これは、7 月 28 日付け、厚生労働大臣あての答申文です。ポイントの

みお伝えいたします。

答申のポイント

- 1 目安について、その金額に関しては、意見の一致に至らなかった。
- 2 地方の審議会における審議のため、公益見解と小委員会報告を提示する。
- 3 公益見解を十分に参酌され、自主性の発揮を強く期待する。
- 4 中小規模事業者への賃上げしやすい環境整備の必要性は、労使共通の認識で、価格転嫁対策の徹底、賃上げ原資の確保につながる取り組みの継続的な実施を政府に強く要望する。
- 5 業務改善助成金の拡充、活用の推進のため周知等徹底を要望する
これは、今年新たに加わった事項です。
- 6 支援策について、税制、中小企業庁他他省庁の補助金ほかの支援策への更なる取り組み、周知徹底を要望する。
- 7 価格転嫁対策への取り組み強化を強く要望する。

答申文、記の2にある地方最低賃金審議会における審議に資するための、次ページ、「別紙1」、右下3ページ「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」についてですが、中央最低賃金審議会長からのビデオメッセージが届いておりますので、最初にそちらを御覧ください。

令和5年7月28日令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議

論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔に御説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%

となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会でご提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実にされるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

目安につきましては、今のポイントで御理解いただけたと思います。公益委員見解の中で、今のビデオでは触れていない点を少しお伝えします。資料の公益見解の8ページの最後のところに、地方最低賃金審議会への期待という部分があります。

今年度の目安額は、地方でも最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいとの期待が述べられています。

本年は目安の検討にあたり特に重視した資料が、答申文に参考資料として、9ページ以降にある通り、添付されております。また、「資料番号3」に中央最低賃金審議会目安に関する小委員での配布された資料を入れさせていただきました。審議会において、2回目以降更新されている資料、「主要統計資料」と「足元の経済状況等に関する補足資料」については、更新された部分は最新の資料に差し替えてあります。ページ番号が重複し見にくくなっておりますがお許しください。

以上が、「公益委員見解」についての説明です。次に配布しました資料について、中賃の目安で触れている点も踏まえ、簡単に説明させていただきます。県内の参考資料として、前回審議会で示したものの最新のものとして、配布させていただいた資料について、御説明いたします。

県内の経済状況を表す資料として入れさせていただいた日銀静岡支店の資料で資料番号4は、「日銀の短観」で、7月3日に公表されたものになります。

資料番号5は、「最近の静岡県金融経済の動向」で、7月20日に公表されたものです。この日銀の短観を見ると、業況判断DIにおいて、静岡県における全産業では3月マイナス3%ポイントから6月はプラス4%ポイント、9月の予想はプラス6%ポイントとあります。規模別では、中小企業は、3月マイナス2%ポイントから6月はプラス5%ポイント、9月の予想はプラス5%ポイントとあります。

続きまして県内の賃上げ状況を表す資料として入れさせていただきました、春闘の状況として、資料番号6、「令和5年春季賃上げ要求・妥結確報」です。7月4日に公表された、6月23日現在の最終結果となっております。表の最下段に本年度の妥結状況、次ページに妥結結果の推移が記載されております。本年は、賃上げ率は3.49パーセントで対前年度1.39ポイントプラスとなっており、ここ10年で最大の上げ幅でした。

続きまして、倒産状況として、帝国データバンク静岡支店が公表した資料を、資料番号7、8に入れました。本資料につきましては、帝国データバンク様から、本審議会内での資料としての使用のみ許可されたものでしたので、例年同様、本審議会の議事についてHPに公開する際には、非公開とする扱いとさせていただくことを了承願います。7月6日に、帝国データバンク静岡支店が公表した、資料番号7が本年上半期を、資料番号8が直近の本年6月の「静岡県企業倒産集計」でございます。

続きまして、雇用・求人の情勢を表す資料として入れさせていただいた、資料番号9、7月31日に公表した、「静岡県内の最近の雇用情勢(令和5年6月分)」です。有効求人

倍率は1.26倍、2年5か月連続で1倍台が続いております。

続きまして、賃金の支払い状況を表す資料として入れさせていただいた、資料番号10、県が、7月27日に公表した、毎月勤労統計調査の本年5月分の概要です。7ページに、県内における定期給与の実質賃金の状況が記されております。前年との増減率を見てもらうとわかるように、昨年12月をピークにマイナス幅は縮小しておりますが、実質賃金のマイナスが続いております。このマイナスは令和4年2月から続いております。

続きまして、生計費に関する資料として、消費者物価状況を表す資料を入れさせていただきました。資料番号11、県が、7月28日に公表された、静岡県内政令指定都市の消費者物価指数の本年6月報です。最低賃金の審議で用いている、「持家の帰属家賃を除く総合」は、静岡市のものは6ページにあります。最後の13ページを御覧ください。各月のデータがあり、3.9%でした。中賃の目安にあります、最低賃金が改定された昨年の10月のから本年6月までの、前年同月比の平均値は4.7%になります。

資料番号12は、県弁護士会から7月3日郵送されてきました、会長声明です。内容は、「地域経済の健全な発展を促し、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、静岡地方最低賃金審議会に対し、時間額1400円を達成すべく最低賃金の大幅な引き上げを内容とする答申を行うことを強く求める。」というものです。

私からの説明は以上でございます。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

これまでの資料の説明で何か御質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、中央最低賃金審議会の審議の状況等を十分に確認していただくとともに、静岡地方最低賃金審議会においても、今回の目安を踏まえ今後の審議をしていくこととなりますので、専門部会委員をはじめとする各委員の皆様の御協力をよろしくお願いします。

続いて「議事2」に移ります。静岡県最低賃金の改正について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ意見が提出されたということですので、事務局より報告してください。

事務局（太田賃金指導官）

それでは報告いたします。

最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和5年6月30日に、静岡県最低賃金の改正決定について関係労使の意見聴取の公示をおこないました。その結果、7月21日までに、労働者側として14の団体から意見が提出されました。なお、使用者側からの意見提出はございませんでした。

資料番号13に提出日付順の意見提出状況と提出された意見書の写しを添付してあります。委員の皆様にはぜひ目を通していただきたいと思います。14件すべてを紹介するには時間を要しますので、この場では意見の要旨についてのみ御説明申し上げます。

一点目ですが、

最低賃金額を上げること

その金額については1,500円とすること、一部意見としては1,000円とすることという意見が提出されました。

その理由としては、

静岡県最低賃金 944 円で法定労働時間程度の所定労働時間働いたとした場合、年収は200万円に届かず、一部意見における表現としてはワーキングプアといわれる層となること。

昨年から続く物価高騰は労働者の暮らしを圧迫しており、物価上昇率を凌ぐ賃金引き上げをしなければ実質的な賃上げとならないこと。

ということです。

次に二点目として

全国一律の最低賃金とすること、
という意見がありました。

理由については

隣県、又は首都圏との差により労働力流出が起こっていること。

生計費は地域間の差はほとんどみられないこと。

ということでした。

最後に三点目ですが、

国は最低賃金引上げと合わせ、中小零細企業への支援拡充を行うこと、
という意見です。

今回提出された意見の要旨は以上のとおりです。

なお、資料とは別に机上配布とさせていただきますが、今回、使用者団体、労働者団体の何れでもない団体の意見が3件提出されておりますことを、ここで御報告いたします。

また、意見ではございませんが、前に行われました第386回本審にて御紹介いたしました静岡県労働組合評議会提出に係る要請署名が、7月21日に231筆さらに提出があり、前回と合わせて5,283筆となったことをここで御報告いたします。署名につきましては当会場に御用意いたしておりますので、必要に応じ御覧いただきたいと思います。

今回提出された意見の要旨は以上のとおりです。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

ただ今の報告について、委員の皆様から何か御意見等ございますか。

毎年、こうした貴重な意見をいただき、私共も真摯にこれらを読んで検討させていただいた上で議論に臨んでおります。金額審議の中でこれらの御意見について触れることもあろうかと思っております。その都度、各委員の御意見をうかがっていきたく思いますので、よ

ろしく申し上げます。

次に、「議事3」の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。
申し出の状況等を事務局から説明してください。

事務局（横山賃金室長）

では、特定最低賃金改正決定の必要性について、「資料番号15」を御覧ください。
現在静岡県においては、いわゆる埋没したものを含めて6件の特定最低賃金が設定されて
おりますが、この資料のとおり、このうち3件の産業について特定最低賃金の改正の申し
出がありました。

表中、件名とありますのは、申し出のあった特定最低賃金の件名です。件名の下に「適
用される業種の範囲」を、日本標準産業分類上の表記で示してございます。この右の欄に
は申出者の記載があり、更にその右欄には「申出ケース」とございます。

申出ケースは2種類あり、労働条件向上の観点から申出が行われる「労働協約ケース」、
事業の公正競争確保の観点から申出が行われる「公正競争ケース」のふたつとなります。

申出のあった3の特定最賃については、「静岡県鉄鋼・非鉄金属製造業最低賃金」につ
いては「公正競争ケース」、そのほかの2については「労働協約ケース」となっており
ます。

さらに右の欄に参りまして、「a適用対象労働者数」とございます。これは「特定最低
賃金」が適用される労働者数となり、これは該当する産業の総労働者数から、「参考」欄
に記載している、特定最低賃金が除外となる労働者数を減じた数となっています。また、
「b労働協約の合意労働者数又は適用労働者数」というのは、「労働協約ケース」の場合
は「賃金の最低額を定める労働協約の適用を受ける労働者の数」であり、「公正競争ケ
ース」では、「改正の申し出に合意した労働者数」となっております。そして、「b/a(%)」
の欄は、「適用対象労働者数」のうち「労働協約の合意労働者数又は適用労働者数」の割
合を示すものであり、この割合が「概ね3分の1以上」の数字であれば、申出要件に該当
するということになります。よって、3件いずれも、特定最低賃金について改正の申出の
要件である「3分の1以上」を満たしておりますので、申出を受理したものでございます。

以上により、本日、法令の規定に則り、改正決定の必要性の有無について諮問させてい
ただきます。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

ただ今の内容について何か御質問ございますか。

それでは、諮問をおねがいします。

諮問文を会長に手渡す。

各委員、傍聴人に写しを配布（補佐、寄田専門官）

諮問文はいきわたりましたか。

それでは事務局のほうで諮問文を読み上げてください。

事務局（太田賃金指導官）

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

静労発基 0801 第 1 号 令和 5 年 8 月 1 日

静岡地方最低賃金審議会会長 畑隆殿

静岡労働局長 笹正光

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 6 月 30 日付けをもって、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

1 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

2 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

3 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

以上です。

公益代表委員（畑会長）

それでは、ただ今、局長より諮問文をいただきましたので、今後、改正決定の必要性の有無についての審議に入っていくこととなります。まず、労使双方から、今回の申し出についての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

まず、労側からお願いします。

労働者代表委員（松浦委員）

私が委員になったころには 5 つの産別で議論が行われておりましたが、昨年、ゴムがなくなり、3 つの産別の優位性について申し出をする形となりました。消費者物価上昇の中で、地賃が上がっていく中、静岡の基幹産業である、鉄鋼、はん用、電気の 3 つの産別については、優位性をもって静岡の中で盛り上げていきたいという思いで申し出させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいいたします。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございます。そのほか、労側で何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に使側からお願いします。

使用者代表委員（鈴木委員）

特賃の必要性ということですが、少し地賃について触れさせていただきます。予想はしていたものの、今の猛暑に例えるならば、記録的水準の目安が出たと思っています。先ほどのビデオメッセージのコメントに目安の位置づけというものがありませんでした。文字通り受けとりますと、今の段階では単なる目安に過ぎないと思っておりますが、この水準は、なかなか、我々使側として受け入れられる水準なのかと考えると、頭の中が混乱しているというのが実感です。

したがって、こういった現状では、目安まで上げる必要ないという考えではあるので、産別の優位性がそがれるなどと言われますが、別のものとしてしっかり審議したいと考えています。

地賃の審議がこれからスタートする時に、それをこえて特賃がどうのこうの言われても先ほど言われたような見解ということになります。今年度の最低賃金が慎重な審議をこれからして、決定します。決定したあとで、特賃の在り方をしっかり頭にいれて審議する必要があると思っています。

しかし、地賃と特賃が僅差になっているということも事実です。ここは労側のみなさんも頭にはいつていると思います。審議の必要性としては、今年はしっかりやりたいと思いますが、来年以降のことも視野にいれて、三産別について慎重な審議を、地賃の審議が終わったあとにやっていきたいと考えています。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。
そのほかいかがでしょうか。

使用者代表委員（梶本委員）

いつも申し上げていますが、私は、中小企業の会長をしていますが、大企業と差が広がっている気がします。いまのビデオメッセージの話は、大企業中心の話ではないかと思って聞いていました。末端の中小企業は、かなり苦しい状況です。労働組合をもっていない企業や、ワーキングプアを抱えている企業のことを中心に話していただくとありがたいと思います。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、中小企業を中心に議論を進めるということでは必要性を非常に感じています。

公益代表委員（畑会長）

そのほかいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

ただいま、労使各側から、申し出に対する基本的考え方について御発言をいただきました。双方とも、それぞれ持ち帰って検討する時間も必要でしょうから、次回審議会で引き続き審議し、結論を出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後の「議事 4 その他」ですが、事務局から何かありますか。

事務局（太田賃金指導官）

2点ございます。

1点目、専門部会の御案内となります。第1回専門部会につきましては、会場整備が終了次第、この後すぐ、こちらの会場にて開催いたします。専門部会委員の皆様におかれましてはよろしくお願いいたします。

2点目、次回、第388回本審について御案内いたします。第388回本審につきましては、8月7日月曜日午前10時30分より、こちら、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

公益代表委員（畑会長）

他に特にありませんでしょうか。

労働者代表委員（松浦委員）

先ほど、特質のお話が鈴木委員、梶本委員からありました。我々労側も、おっしゃる通りだと思っています。この委員会に携わって6、7年になりますが、当時、1円、2円、あるいは、5円、10円という上げ幅の議論をしていた時代から考えると、30円になり、今年が目安が40円を示されたということには、非常に重く受け止めております。

これから審議に入るということで、労側として考えていることは、今年の春闘結果を見る限りでは、大手を中心に中小まで、物価上昇の折、それぞれの企業で働く労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように、それぞれ価格転嫁の状況を踏まえながら、賃上げの答えを出していただいたところです。

一方、容易に価格転嫁が出来ていない中小企業があることは、労側も認識しています。今回、中央の目安が出た地域別最賃は、静岡県はBランクで、40円という目安が示されました。このことは、組合組織を持たない多くの労働者にとって、心強い金額なのではないかと考えています。

しかしながら、先ほどもお話しさせていただいたとおり、容易に価格転嫁が出来ていない企業があるという事実もありますが、その中で、中央で目安が示された背景には、地域別最低賃金の三要素がしっかり盛り込まれた審議をさせていただいた結果だということ、公労使で周知していただいていると、我々は認識しております。

ここ静岡において、前は、地方は中央とは違うのだと言われたこともありますが、三要素を踏まえてしっかり話をした結果ですので、そのようなことは言わずに、特に隣県の状

況をみて、静岡のおかれている状況をしっかり考慮いただき、その中で真摯な議論ができれば非常にありがたいと思っています。

よろしく願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。ほかにございますか。

使用者代表委員（藤田委員）

先ほどおっしゃったように、価格転嫁は業種・業態によって、しやすいところと、辛いところがあるということ、労側の方も、公益の方も、御配慮いただきたいと思っています。

私どもの会社、建設業においては、原材料費はどんどん上がる、人件費はどんどん上がる、外注費も上がっていく、でも、ほぼ価格転嫁はできない状況です。大手さんは価格転嫁していると思います。しかし、我々、下請け、中小企業、零細企業は、価格転嫁については、「そうですか、競争ですから」とお断りされてします。断られたら困るからできないという状況です。大手の企業、大手の労働者はいいのかもしれませんが、でも、我々中小企業は、とてもできない、というのが現実です。そこをよく御配慮いただいた上でお願いしたいです。この最低賃金の議論の際に、「求人広告を見てください。こんなに高い金額で求人を出していますよ」というお話があるのですが、相場賃金のお話をしているわけではありません。セイフティネットとしての最低賃金です。そこをはき違えないようにしなければいけないと思います。また、「いやいや他県はこうですよ」という話もされます。確かに求人については、1500円、2000円出しても応募がない職種もあります。しかし、そこだけがトピックのようにスポットを当てるのはどうでしょうか。地道にコツコツやっている中小・零細に、そこに合わせるというのは、現実としていかがなものでしょうか。ぜひ、セイフティネットである最低賃金と、平均相場とは全く違うということは、御認識いただきたいと思います。

それと、私だけがわからないのかと、常々思っているのですが、価格転嫁して、物価が上がります。200万円では暮らせないから、250万円にしたとします。でも、物価はまた上がります。それで、また暮らせません、ワーキングプアですとなる、このスパイラルはどこまで行くのでしょうか。どこが帰着点なのか、どなたかわかれば教えていただきたいなと思っています。転嫁して転嫁して、賃金が上がって上がって、また生活できませんって、私としてはいつも疑問に思っているところです。

しかし、やはり社員の生活というのはとても大切に思っています。おそらく、我々、中小・零細企業は、社員と一心同体でやっていかないと事業ができないのです。大手さんのように、社員の入れ替えや、配置転換などは、簡単にできないのです。ですので、公私ともに、一体となって、支えあって働いていくというのが、我々、中小・零細企業です。ですので、私の会社は、本来は5月が昇給月ですが、前倒して年末に給料を上げました。こ

の物価高での社員の生活を考えたら、年末・年始必要だろうということで上げました。社員の生活の安定、社員の家族が安心して暮らしていくということには、我が身のように痛い程、一心同体となって取り組んでします。決して、どうでもいいなどと思っていませんし、社員が頑張ってくれるから会社がやっていけるということは、一丁目一番地だと思っています。この審議についても、社員や、社員の家族などのことも考え、真摯に議論していけたらと思っています。

使用者代表委員（梶本委員）

今、藤田さんのお話を聞いて、私もいつまで続くのかと、ずっと思っていました。

現実問題、うちは下請けで、大企業 40 社と付き合っていますが、原材料費は上げてくれます。鋼材が 2 倍になりました、とか。しかし電気料とか人件費分は上げてくれません。でも、その企業さんは価格を上げて、過去最高に儲かっています。我々は、物価が上がっているから人件費を上げないと生活ができないから、社員の給料を上げています。そうすると、労働分配率がものすごく上がってくる。それにより、開発費や販売管理費がものすごく少なくなってしまう、安全性が保てなくなる、そういう傾向になっています。

大企業と中小企業とは、まったく違う状況にあります。大企業の従業員は、労働組合に守られている面があるが、中小企業は、原材料費分しか上げてもらえないから価格転嫁できない、これが続けば、中小企業は潰れていくことになり、路頭に迷う人が今後出てくるのではないかと心配しています。本当にこれがどこまで続くのか、価格の負のスパイラルに入っているのでは、という気がしています。

国の政策が、潰れるところは潰れなさいという政策だと思えてなりません。それだったら、それで、なんとか生き残る道を考えなければいけないかと、ぎりぎりのところまで来ています。いろいろな事業をやるとしてもすぐには難しいです。そのへんを配慮いただきながら、ある程度の金額は上げなければいけないけれども、一度には、中小企業は難しいということだけは押さえていただきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

使用者代表委員（松岡委員）

最低賃金はセイフティネットであるということを確認していただきたいというのは、私も同じ考えです。

今後、介護職員の問題がおこってくるのではと思っています。介護職員は、事業者の点数に応じて収入が決まる職種ということで、点数が変わらない中で最低賃金を上げられてしまうと、やりくりができなくなってしまうと、大問題になっていると聞きます。社会保障負担との兼ね合いなどを考えないで最低賃金だけを上げてしまうと、社会的ひずみが大きくなっていくことがあると思います。自分たちの国の介護であったり、医療であったり、最低賃金を包括的に考えないといけないと思っています。単純に最低賃金だけを考えるだけでは、成り立たない業種が出てきて、そこは今後、多くの人が必要とする業種だと

思いますので、最低賃金を考える際に、自分たちの国のグランドデザインをどうするのかも併せて考えてほしいと思っています。

最低賃金をやみくもに上げて、社会保険料も上がり、社員の手取りはそれほど増えない、企業は社会保険料の負担も増えるということにもなっています。そのような賃金と社会保険料の関係であったり、年収の壁の問題であったり、最低賃金が上がるなら、そのへんの金額も見直すとか、そのような議論があってもよいのではないのでしょうか。そういった社会的仕組みのことも踏まえたうえで最低賃金を見直してほしいと思っています。介護施設がこれ以上やれないという事態に陥っています。最低賃金が上がってしまうと、点数が変わらないので、経営ができない、そうすると、介護が必要な方の行き場がなくなるといったことが起こってきますので、高齢化社会を迎えての日本の崩壊というのは怖いという部分もありますので、そういった大きな視点で見たいいただきたいというのが私の要望です。

使用者代表委員（鈴木委員）

続けてもいいですか。

公益代表委員（畑会長）

その後の議論の場で、さらに出していただければと思います。

使用者代表委員（鈴木委員）

1点だけよろしいですか。

松浦委員のお話であった、最低賃金を決める三要素、生計費、賃金、支払い能力のうち、使側は支払い能力についての話になります。中賃の使用者側のお話など、労働局で情報をつかんでいるようなら教えてほしいのですが、中小企業の問題についてです。中小企業は数では9割を超えて労働人口では7割くらいあるということです。この中小企業が、この水準の目安では、さすがにどうだろうかという、今までと違った雰囲気の中賃でもあったと漏れ聞いています。

また、先ほどのビデオメッセージの中で、目安の位置づけのところ、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、下回ることもありうるという、フレーズがあります。このフレーズは今までなかったような気がします。

ここのところの最賃の上げ幅は、政策的なところと思われ、1000円ありきで進んでいます。経済学でいうと、アダム・スミスが国富論で、神の見えざる手と言っていますが、今回はまさに、お上の見えざる手といいますが、アダム・スミスは市場機能が働く自由経済を言っていたのですが、全く市場性が働いていないのではないのでしょうか。松浦委員が三要素考慮の上で決まっているとおっしゃっていましたが、その中には、マグマのように一部の納得できないという意見が、支払い能力の面であるということは、今使側委員の皆さんがおっしゃったとおりです。これで決まっているのだから、これに基づいてというわけには、今年はいかないのかなと、強く思っています。三要素という話にこだわるわ

けではないですが、我々企業サイドとしては、支払い能力があるか、ないか。しかも、大企業、中小企業、価格転嫁の面で諸問題を抱えているということもあります。

また、物価高と言われますが、企業の企業物価、川上は桁外れの物価高です。資材を買うにしてもものすごい圧力を受けています。消費者も大変とは思いますが、企業サイドの物価高の影響は大きなダメージとなっています。それら総合的に考えさせていただいて、後に続く審議にはいっていきたいと思っています。

労働者代表委員（内山委員）

今年度から、初めてこちらの委員になりますので、もしかしたら的外れな話かもしれませんが、御容赦ください。

今まで、使用者側の皆さんのおっしゃるお話を、労働者側の委員として、一つ一つのことについて、そうだろう、そうだろうと思って、ここにいる全員が拝聴していたと思います。

ただ、こちらは最低賃金の審議会ですので、働いている人の1時間あたりの賃金をどうするのかという場だと思います。目安があのように大きく報道されますと、特に労働組合のない組織で働いている皆さんは期待をすと思います。そんな、静岡県で働く労働者の期待を背負ってこの場があると思いますので、賃金以外の社会保障の面とか、価格転嫁の面とか、介護職員のこととか、どれも大事なことですけれども、どこでその話をしたら前に進むのかということも併せて、この場では最低賃金のことについてお話していきたいと思います。この後の労使双方の真摯な議論もお願いしたいと思います。

公益代表委員（畑会長）

ただ今、労使双方から貴重な御意見を賜りました。議論の冒頭に積極的に御意見を出していただき誠にありがとうございました。このあとの、専門部会の場でも、是非よろしくお願いしたいと思いますので、ひとまず、以上とさせていただきます。

それでは、本審議会はこれで終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

専門部会委員の皆様は、この後引き続きお願いいたします。